

(郡山市勤労者研修センター条例の一部改正)

第28条 郡山市勤労者研修センター条例(平成5年郡山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>施設使用料</p>							<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定管理者が主催して行う事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円	第1研修室	900円	1,300円	1,700円	2,000円	2,700円	3,300円
第2研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	第2研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
第3研修室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	第3研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
和室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	和室	800円	1,200円	1,500円	1,800円	2,500円	3,000円
<p>備考</p> <p>1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</p> <p>2 第3条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時</p>							<p>備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。</p>						

間として計算する。

3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
プロジェクター		1式1回	500円
放送設備		1式1回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、

この表の規定を適用する。